

問番号	問内容
-----	-----

支援金制度の延長

★ Q11-01 2月25日に当支援金制度の延長が発表されましたが、対象となる仕事ができなくなった日の期間はいつまで延長になりますか。

令和4年6月末までを予定しております。詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

★ Q11-02 2月25日に当支援金制度の延長が発表されたが、今回の延長に伴う申請期限はいつまでですか。

詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

★ Q11-03 2月25日に発表された当支援金制度の延長に伴い、支給額や要件が変更されるのですか。

仕事ができなくなった日が属する月に応じて、以下のとおりとする予定です。申請書様式など詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。

・令和4年4～6月：1日当たり4,500円（申請の対象期間（※）中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべきであった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方：7,500円）

※「申請の対象期間」とは、申請のあった仕事ができなくなった日の最初の日から最後の日までの間をいいます。

★ Q11-04 2月25日に発表された当支援金制度の延長に伴い、支給申請の様式が改定されるのですか。

詳細が決まり次第、HPにてお知らせします。